障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待対応　　　　　　　　資料３

≪全体の流れ≫

|  |
| --- |
| 市町村  虐待発見  虐待報告（17条）  大阪府    ・事実確認  通報・届出  相談 (16条)  ・権限行使（19条）  ・虐待公表（20条）    ・権限行使（19条）  市町村  **虐待対応窓口と指導担当は、相互に連携して対応**  措置の報告（20条）  政令市・中核市  権限移譲市町村  協力・連携  ※初期対応は通報を受けた市町村が行うが、援護の実施市町村が判明している場合は、速やかに引き継ぐ。 |